

千葉中央法律事務所 ニュース

(題字・童話作家 故斉藤隆介氏)

発行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

蚕糸会館6階

電話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507



暑中お見舞い申し上げます

(知床五湖の「一湖」)

日本国憲法公布60周年のことし、私たちの法律事務所は10月1日に創立満35周年をむかえます。

もとより、憲法の本質は「権力制限規範」、つまり、井上ひさしの言う「国民の政府に対する命令書」ですが、それを貫くところは、自由と人権、平和と民主主義を標榜する私たちの事務所活動の基本となるものと考えております。

国民主権、基本的人権尊重、恒久平和の基本原則には、「個人の尊厳」すなわち「すべて国民は個人として尊重される」(憲法13条)という近代憲法の到達点とその根幹に位置づけられているからです。

毎日のように悲惨な事件ニュースが流れ、私たち国民の心を痛めています。地球上から最も「人間の尊厳」を踏みこむ戦争がいつにならなくなるとか。不安がひろがっています。

私たちは、今あらためて憲法の原則がこの国の政治そして社会のルールとして機能することを心よりのぞみたいと思います。

先の通常国会には、この「個人の尊厳」の考え方とまったく相反する多くの「悪法」が提出されました。「共謀罪」「医療制度改悪法」「教育基本法」改正「法案」そして「国民投票法」という「憲法改悪手続法案」。

いずれも、その水脈は「憲法改悪」の流れに連なっていると思います。ことしの夏も、また、あらためて平和の尊厳をかみしめ、この国を「戦争する国」にかえる「9条改憲」を許さない、そんな決意を固めたいとおもいます。

この間の皆さまの、私たちの事務所に対するご指導・ご協力に感謝申し上げます。ながら、35周年を契機に所員一同いっそうがんばっていく決意を申し上げます。この夏のごあいさつといたします。

二〇〇六年盛夏

千葉中央法律事務所

弁護士	高橋	勲
弁護士	高橋	高子
弁護士	白井	幸男
弁護士	守川	幸男
弁護士	藤野	善夫
弁護士	中丸	素明
弁護士	岩橋	進吾
弁護士	有坂	修一
弁護士	馬屋原	潔
弁護士	井出	達希
弁護士	宮腰	直子
事務局	一同	